

高知市浄化槽指導要綱

(平成 10 年 4 月 1 日告示第 55 号)
改正 平成 12 年 12 月 26 日告示第 224 号
平成 13 年 10 月 15 日告示第 214 号
平成 25 年 4 月 1 日公示第 57 号
平成 29 年 4 月 1 日公示第 45 号
令和 2 年 4 月 1 日告示第 55 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、浄化槽の設置、維持管理（浄化槽の機能を適正に維持し、浄化槽の構造を保全するための保守点検、清掃及び水質管理をいう。以下同じ。）等に関し、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）及び高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成 9 年条例第 53 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から汚水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びに条例に定めるところによる。

(関係者の責務)

第 3 条 浄化槽関係者は、浄化槽による環境汚染を未然に防止するため関係法令、条例及びこの要綱の規定を遵守しなければならない。

2 浄化槽管理者は、次に掲げる責務を全うしなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、清掃を浄化槽清掃業者に委託すること。
- (2) 浄化槽設置後の苦情及び紛争について責任をもって解決に努めること。

3 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる責務を全うしなければならない。

- (1) 浄化槽管理者に浄化槽の機能及び適正な使用方法等を説明すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する検査制度の必要性を啓発するとともに、受検の手続を支援すること等により、その普及に協力すること。
- (3) 浄化槽工事業者及び浄化槽清掃業者と連携及び協力して浄化槽の維持管理に努め、その機能の維持を図ること。

4 浄化槽清掃業者は、浄化槽保守点検業者と連携及び協力することにより、浄化槽の適正な維持管理に努めなければならない。

5 一般財団法人高知県環境検査センターは、法第 57 条第 1 項の規定に基づく指定検査機関として、法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する検査の普及に尽力し、他の浄化槽関係機関と連携及び協力することにより、浄化槽の適正な維持管理の重要性及び正しい知識の普及を図るとともに、生活環境の保全に寄与するものとする。

(協力体制)

第4条 市長は、高知県及び関係団体と密接な連絡を保ち、協力体制を確立し、広報活動等により浄化槽についての正しい知識の普及を図る等、浄化槽の適正な設置と維持管理を図るとともに、苦情や環境汚染の発生に対しては相互に協力して早期改善・解決に当たるものとする。

(設置場所)

第5条 浄化槽の設置場所は、次に掲げる要件を満たす場所とする。

- (1) 設置する浄化槽の処理方式及び処理能力を考慮して、維持管理上十分な面積を有すること。
- (2) 汚泥を容易に搬出できる場所であること。
- (3) 浄化槽の維持管理に支障を及ぼすような建築物又は構造物が設置されていないこと。
- (4) 通常の雨水等で冠水しないこと。
- (5) 浄化槽のモーター等の騒音又は排気に伴う臭気により、近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。

(病院等の排水)

第6条 病院、学校、試験所、研究所等からの消毒薬、殺菌薬等の浄化槽の浄化機能に障害を及ぼす排水は、汚水と別に処理しなければならない。

(放流の方法)

第7条 浄化槽において処理された汚水（以下「処理水」という。）の放流は、毛管式、蒸発拡散方式、地下浸透方式又は水洗汲取方式により行ってはならない。

(小型合併処理浄化槽に係る施工及び保守点検)

第8条 浄化槽工事業者は、処理対象人員が50人以下の合併浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）に係る浄化槽工事を行うときは、次のいずれかに該当する浄化槽設備士に実地に監督させ、又は当該浄化槽設備士である浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

(1) 平成元年度から平成5年度までに財団法人浄化槽設備士センターが行った小規模浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

(2) 昭和63年4月1日以降に法第42条第1項の浄化槽設備士免状の交付を受けた者

2 浄化槽保守点検業者は、小型合併処理浄化槽の保守点検を行うときは、これを次のいずれかに該当する浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は当該浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

(1) 平成元年度から平成5年度までに財団法人日本環境整備教育センターが行った小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会を修了した者

(2) 昭和63年4月1日以降に法第45条第1項の浄化槽管理士免状の交付を受けた者

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前においてこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいてした協議その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によりしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前においてこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前においてこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前においてこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市浄化槽指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に設置する浄化槽から適用し、同日前に設置した浄化槽については、なお従前の例による。